

# 大館市農業委員会総会議事録

令和3年3月12日

# 大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年3月12日（金）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	次 長	佐藤 正樹			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	18番	安部 幸美		19番	渡邊 久雄
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 11 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 12 号	農地法第 3 条の規定による区分地上権設定許可申請に対する処分について
議案第 13 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 14 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 15 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 16 号	農用地利用集積計画の取消しについて
議案第 17 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 18 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

## 局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

## 糸屋会長

— 挨拶 —

## 議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

## 局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

## 議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

## 議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 18 番 安部 幸美 委員、議席番号 19 番 渡邊 久雄 委員にお願いします。

## 議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

## 局長

- ・業務報告(2月総会～3月総会)について
- ・報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

## 議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、承認するものとしたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 11 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

12 ページをお開き願います。

議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、13 ページのNo.8、No.9 の 2 件で、地目はすべて田で面積合計は 5,775 m<sup>2</sup>であります。

借り受けの事由はどちらも「経営拡張」で、貸借期間は 10 年であります。

なお、No.8 については、議案第 12 号 No.1 の営農型太陽光発電設備の地上権設定、議案第 14 号 No.4 の一時転用許可申請に関連があります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 11 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 11 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 12 号『農地法第 3 条の規定による区分地上権設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

14 ページをお開き願います。

議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による区分地上権設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による区分地上権設定許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

今回の案件に関しましては、大館市農業委員会で審議するのは初めてのケースでありますので、少しご説明させていただきます。

まず、農地法第 3 条の許可を受けなければならないという行為の中には、農地の所有権の移転や貸借権の設定のほかに、地上権を設定する行為があります。

農地に地上権を設定するケースとして、大館市内で考えられるのは、電線路がありますが、電気事業法に基づく電気事業者が設置する電線路は農地法第 3 条の許可が不要と定められているため、これまで地上権設定の申請が無かったものです。

今回、申請のあったこの案件については、「営農型発電設備の設置につい

ての農地法第 3 条第 1 項の許可の取扱いについて」という通達に基づいて、これから審議する農地法第 5 条の許可申請（議案第 14 号のNo.4）と同時に申請させたものです。

申請の内訳は、15 ページのNo.1 の 1 件で、地目は田、面積合計は 3,726 m<sup>2</sup> であります。

この案件は、個人が所有する農地の上空に、法人が発電設備（太陽光パネル）を設置するために、地上権を設定しようとするものです。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 3 ページに記載されておりますとおり、この農地及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生ずるおそれがなく、目的の供する行為の妨げとなる権利を有するものの同意を得ていると認められることから、許可要件を満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

議案第 12 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

#### 議長

ないようですので、議案第 12 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

#### 議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

#### 議長

次に、議案第 13 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

#### 局長

16 ページをお開き願います。

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、17 ページの No.13 から 19 ページの No.18 までの 6 件で、地目はすべて田で、面積合計は 6,858 m<sup>2</sup>となっております。

譲受の事由は、No.13、No.16 から No.18 が「経営拡張」、No.14、No.15 が「自作地相互の交換」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 4 ページから 9 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

議案第 13 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、議案第 13 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め原案どおり決することとします。

**議長**

次に、議案第 14 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。



## 局長

20 ページをお開き願います。

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、21 ページのNo.4、No.5 の 2 件で、地目はすべて田で面積は 220.8 m<sup>2</sup>となっております。

まず、No.4 の転用の内容ですが、不動産の売買や仲介業のほか再生可能エネルギーの販売などの事業を行う賃借人が、申請地を借り受けて「営農型太陽光発電設備」を設置しようとするものです。

営農型太陽光発電は今年の 8 月総会に続き今年度 2 件目となりますが、再度、ご説明申しますと、太陽の光を発電と農業生産とで共有する取り組みで、具体的には、発電事業を行いながら太陽光パネルの下の農地で作物を栽培するというものです。

設備については、仮設工作物という取り扱いになりますので、一時転用ということになります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は市立長木出張所の南西、約 600m 地点に位置し、良好な営農条件を備えている農地であることから第 1 種農地と判断されます。

そのため、原則として許可することができない農地ですが、今回の案件に関しましては不許可の例外として、仮設工作物の設置の一時的な利用に供するために行うものに該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準について

であります、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4 の位置図及び配置図は 22、23 ページに記載のとおりであります。

次に、No.5 の転用の目的は、現在、家族が所有する車が増え、既存の車庫が 2 台しか入庫できないことから、父親が所有する申請地を借り受けて新たに 3 台入庫できる車庫を建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります、申請地は笹館集落の南東に位置し、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されます。

そのため、原則として許可することができない農地ですが、今回の案件に関しましては不許可の例外として、周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.5 の位置図及び配置図は 24、25 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.4、No.5 の現地調査の結果を議席番号 14 番の 浅利 瑞穂 委員よりご報告願います。

## 14 番

14 番の浅利 瑞穂です。

議案第 14 号のNo.4、No.5 につきまして、去る 3 月 4 日に 畠山 繁司 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.4 についてであります、申請地は 22 ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線を雪沢方面に向かい、大茂内橋の手前 80m を右折、市道東二ツ屋線に入り、約 50m 直進した左側の農地 4 筆で、地目は田、今年度は枝豆を栽培しておりました。

23 ページの配置図にありますように、農地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置するため、一時転用し賃貸借する計画であります。

転用期間は令和 13 年 5 月までの 10 年間で、転用面積は電力引き込み送電設備 (2m×8m=16 m<sup>2</sup>)、パネル設置用支柱杭 134 本分 (37.8 m<sup>2</sup>) 合計 53.8 m<sup>2</sup>となります。

転用にあたっては特段の造成は行わず、当該地 3,726 m<sup>2</sup>の内、パネル設置面積は 844.58 m<sup>2</sup>+555.36 m<sup>2</sup>=1,399.94 m<sup>2</sup>であり、隣接する農地とはそれぞれ約 9m~12m の間隔を設けることから、影響はないものと考えます。

当該地の所有者と耕作者による「営農型太陽光発電設備による下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」が提出されており、耕作者も同意の上であることを申し添えます。

本案件については特に問題はないものと見てまいりました

次にNo.5 についてであります。申請地は 24 ページの位置図になります。

この場所は、扇田方面から国道 285 号を北秋田市方面に向かい、笹館信号機付き十字路を左折し、県道桂瀬笹館線を約 400m 直進した Y 字路を左折、市道笹館田尻線に入り約 600m 進んだ左側の農地で、地目は田、畑地として利用されておりました。

25 ページの配置図にありますように、既存の車庫兼小屋には 2 台のスペースしかなく、現在、同居する家族で所有する 5 台のうち 3 台が露天駐車であることから、父親の所有する農地を使用貸借し、新たに車庫を建築する計画です。

転用にあたり、隣接する宅地とレベルを合わせるため、約 85 cm の盛土を行うと共に、農地と隣接する南側、東側には擁壁を設置し、土砂等の流出を防止する計画です。また、雨水排水は自然流下とし、生活雑排水は発生しないことから、本案件についても特に問題は無いものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

### 議長

ただいま、浅利 瑞穂 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 14 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

### 議長

ないようですので、議案第 14 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

### 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

### 議長

次に、議案第 15 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

### 局長

26 ページをお開き願います。

議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、27 ページの No.4 の 1 件で、地目は田で、面積は 107 m<sup>2</sup>になります。

転用の内容ですが、譲受人が所有する宅地が狭いことから、隣接する申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いた

します。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地はJR扇田駅の北東、約100m地点に位置する市街地の区域内にある農地であり、都市計画法の規定する用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断されます。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4の位置図及び配置図は28、29ページに記載のとおりであります。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.4の現地調査の結果を議席番号13番の 畠山 繁司 委員よりご報告願います。

## 13番

13番の畠山 繁司です。

議案第15号No.4について、去る3月4日に 浅利 瑞穂 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は28ページの位置図になります。

この場所は、二井田方面から主要地方道比内田代線にて扇田に入り、JR扇田駅に向かう県道扇田停車場線を通過し、約40m先の十字路を右折し、市道押切1号線に入り100mほど直進した左側の農地（田）で、休耕地として管理されておりました。

29ページの配置図にありますように、隣地の宅地と一体利用し、一般住宅を建築しようとするものです。

転用にあたり、約30cmの盛土を行い、排水路と隣接する南側、農地と隣接する東側は法面保護を行い、また、宅地と隣接する北側はレベルを同じくし土砂等の流出を防ぐ計画です。

雨水等は自然流下で、大雨時は西側市道側溝の利用を想定しており、汚水、生活雑排水等は公共下水道利用することで特に問題は無いものと見てまい

りました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

## 議長

ただいま、畠山 繁司 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 15 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 15 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

## 議長

次に、議案第 16 号『農用地利用集積計画の取消しについて』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

30 ページをお開き願います。

議案第 16 号 農用地利用集積計画の取消しについて

農用地利用集積計画の一部取り消しにあたり、農業経営基盤強化促進法の施行について（平成 5 年 8 月 2 日構改 B 第 847 号農林水産事務次官）第 7 の 9 の (2) に基づき、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 31 ページの新-457 の 1 件で、これは令和 3 年 1 月総会の議案第 4 号で農用地利用集積計画の決定をし、告示されたものでありますが、権利を設定する土地と面積を訂正するために取り消そうとするものであります。

なお、取り消し決定後は、議案第 17 号 新-604 で、改めて利用権設定する運びとなります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

ただいま説明のあった議案第 16 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

## 5 番

5 番、小林です。

取り消しする理由を詳しく説明願います。

## 事務局

令和 3 年 1 月総会の議案第 2 号で、土地所有者の孫が一般住宅を建築する目的で農地転用の申請があったことにより、一時、すべての農地の貸借を解約しました。農地転用の承認及び許可後、再度、分筆後の農地を含め、すべての農地の貸借契約を設定する際に、一部の農地の契約が漏れていることが分かりました。

土地の所有者は農業者年金受給者であるため、今回、貸借の始期を同一にすることを目的としたものであります。

## 議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第 16 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

## 議長

次に、議案第 17 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

32 ページをお開き願います。

議案第 17 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

33 ページから 36 ページまでには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 11 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 598 から新 - 658 までの 61 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 10 件、5 年が 15 件、6 年が 4 件、9 年が 1 件、10 年が 26 件、20 年が 5 件で、地目は田の面積が 571,627.50 m<sup>2</sup>、畑の面積が 38,556 m<sup>2</sup>、樹園地の面積が 3,052 m<sup>2</sup>で、面積合計は 613,235.50 m<sup>2</sup>であります。

次に、37 ページ、38 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再 - 421 から再 - 438 までの 18 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 1 件、3 年が 5 件、5 年が 6 件、6 年が 1 件、10 年が 5 件で、地目はすべて田で、面積合計は 86,153 m<sup>2</sup>であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。



## 議長

議案第 17 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

初めに、『33 ページの新-608、36 ページの新-653 を除いた 33 ページの新-598 から 36 ページの新-658 まで』を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、『新-608、新-653 を除いた 新-598 から新-658 まで』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次は、私に関する案件となりますので、安部会長職務代理者と議長を交代します。

(糸屋会長と安部会長職務代理者が議長を交代する)

## 議長 (安部会長職務代理者)

次に、『33 ページの新-608』を審議します。

恐れ入りますが、糸屋会長は退席願います。

( 糸屋会長 退席 )

## 議長 (安部会長職務代理者)

何かご意見ご質問ございませんか。

## 議長 (安部会長職務代理者)

ないようですので、『新-608』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長 (安部会長職務代理者)

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

糸屋会長は入室をお願いします。

( 糸屋会長入室し着席 )

**議長** (安部会長職務代理者)

ここで、糸屋会長と議長を交代します。

(安部会長職務代理者と糸屋会長が議長を交代する)

**議長**

次に、『36 ページの新-653』を審議します。

恐れ入りますが、議席番号6番 小畑 純市 委員は退席願います。

( 6番 小畑 純市 委員 退席 )

**議長**

何かご意見ご質問ございませんか。

**議長**

ないようですので、『新-653』について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号6番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

( 6番 小畑 純市 委員入室し着席 )

次に、『37 ページの再-421 から38 ページの再-438 まで』を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

**議長**

ないようですので、『再-421 から再-438 まで』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

**議長**

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

## 議長

次に、議案第 18 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

## 局長

39 ページをお開き願います。

議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

40 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 11 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-13 の 1 件で、秋田県農業公社から所有権を移転するもので、地目は田、面積は 3,443 m<sup>2</sup>となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

議案第 18 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

## 議長

ないようですので、議案第 18 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

## 議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

**局長**

- ・当面の行事日程について説明する。

**議長**

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

**議長**

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

**議長**

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 20 分終了

---

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 3 月 12 日

議 長

---

議事録署名委員 18 番

---

議事録署名委員 19 番

---

# 農地法第3条調査書

議案第11号 No.8	所有権移転 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">賃借権設定</span> ・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市字下綱・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市有浦四丁目・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市東字宮袋・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、これまでも申請地において耕作を行っており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、安部幸美 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第11号 No.9	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">使用貸借権設定</span>	
土地の所在	大館市片山字大通・・・・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所 大館市片山町二丁目・・・
		氏 名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所 大館市片山町二丁目・・・
		氏 名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、これまでも申請地において耕作を行っており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、安部幸美 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">しない</span>

# 農地法第3条調査書

議案第12号 No.1	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定 ・ 地上権設定		
土地の所在	大館市字下綱・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市有浦四丁目・・・	〇〇〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市有浦四丁目・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	地上権設定のため、適用なし。	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">する</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">しない</span> </div>
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)		
第2項第3号 (信託)		
第2項第4号 (農作業常時従事)		
第2項第5号 (下限面積)		
第2項第6号 (転貸禁止)		
第2項第7号 (地域調和)		
周辺農地に与える影響 及び同意状況について	<p>本申請は、営農型太陽光発電設備を設置する目的で申請に至ったものである。</p> <p>申請地では、耕作するうえで支障のないよう約3メートルの高さを確保する計画であり、下部で営農する者からも同意を得ている。また、申請地に隣接する農地へ日照不足が生じないように設置する計画のため、隣接の耕作者からも同意を得ている。</p> <p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、3月5日、安部幸美 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	

# 農地法第3条調査書

議案第13号 No.13	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字上川口・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字隼人岱・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字隼人岱・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、これまでも申請地において耕作を行っており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。なお、3月5日、安部幸美 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)



# 農地法第3条調査書

議案第13号 No.14	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字家ノ下・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字館宅地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字出川道上・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第13号 No.15	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字大道下 . . . . .		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字出川道上 . . . . .	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字館宅地 . . . . .	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月5日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第13号 No.16	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字出川道上・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市櫃崎字淀市・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、これまでも申請地において耕作を行っており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。なお、3月5日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第13号 No.17	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所 大館市岩瀬字赤川・・・・
		氏 名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所 大館市岩瀬字赤川・・・・
		氏 名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は、これまでも申請地において耕作を行っており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。なお、3月7日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

# 農地法第3条調査書

議案第13号 No.18	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町八木橋字板戸川・・・・・・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町八木橋字八幡岱・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大を目的に取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、3月6日、菅原一成 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)